



申請期間
令和7年6月2日
～令和7年7月31日



市民活動団体を立ち上げて一年未満の方

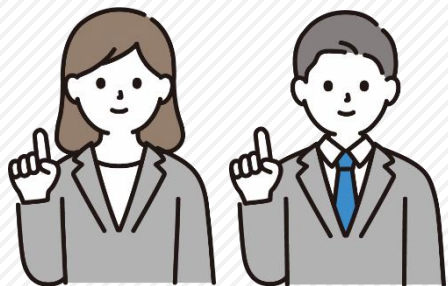
&

新しく市民活動団体を立ち上げる方

だて市民活動 スタートアップ補助金

対象事業の経費を最大7割まで補助します！（上限10万円）

新しく設立した、またはこれから設立する予定の市民団体
のうち、裏面記載の要件をすべて満たす団体が行う活動で**公益的もしくは
公共的な活動にかかる経費**の7割を上限として補助します。



詳しくは裏面をご覧ください



問い合わせ先

伊達市役所 協働まちづくり課
〒960-0692 伊達市保原町字舟橋180番地
☎024-575-1177

ぜひお気軽に
ご相談ください！

補助対象団体

※以下の条件すべてに該当する団体が対象となります。

- 申請年度内に団体を設立する市民活動団体又は設立後1年未満の市民活動団体であること。
- 市内に活動拠点を有し、かつ、3年以上継続して活動する見込みのある団体であること。
- 5名以上の構成員を有し、かつ、構成員の半数以上の者が市内に在住、在勤、又は在学していること。
- 組織運営に関する規約又は会則を有すること。
- 営利を目的とする活動、政治的活動又は宗教的活動をしていない団体であること。
- 団体の構成員に伊達市暴力団排除条例（平成24年伊達市条例第3号）第2条に規定する暴力団員及び暴力団員等がないこと。
- 過去に本補助金の交付を受けていないこと。
- 下記の対象事業にあてはまる事業を団体の主要な活動とする団体であること。

対象事業

- 地域の特色又は資源を生かし、魅力又は賑わいを創出する活動
- 過疎地域又は中山間地域の活性化を図る活動
- 地域における支え合いの推進又はコミュニティの活性化を図る活動
- 地域の防災力又は安全力を高める活動
- 観光の振興を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 子ども、子育て世代、高齢者、障がい者等への支援又は交流等を図る活動
- 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動
- 文化、スポーツ又は芸術を推進する活動
- 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 国際化又は国際協力を推進する活動
- 多文化共生を推進する活動
- 姉妹都市、友好交流都市等への市民間交流を図る活動
- その他本市のまちづくりを推進するものとして市長が認める活動

補助対象とならない事業

- 特定の個人のみを対象とする活動その他会員相互の親睦を目的とした活動
- 活動の半数以上が市外で実施する活動
- 営利を目的とした活動
- 政治的又は宗教的な内容を含む活動
- 公序良俗に反する活動
- 他の補助金の交付を受けている又は受ける予定がある活動
- 上記のほか、市長が不適當であると認める活動

補助対象となる経費

- 報償費 ●消耗品費 ●印刷製本費
- 保険料 ●使用料 ●賃借料 ●備品購入費
- 通信運搬費 ●その他市長が認める経費

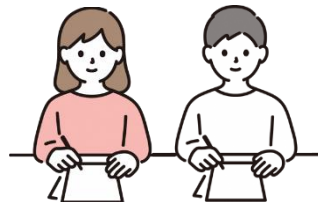
補助対象とならない経費

- 団体構成員の人件費
- 慶弔費、交際費及び食糧費に類する経費
- その他市長が不適當と認める経費

提出書類

※以下に必要書類を添えて提出してください。

- だて市民活動スタートアップ補助金交付申請書（様式第1号）
- だて市民活動スタートアップ補助金収支予算書（様式第2号）
- だて市民活動スタートアップ補助金応募団体概要調書（様式第3号）
- 団体の規約又は会則



提出書類のダウンロードや詳細はこちらからご確認ください。



市HP

「だて市民活動スタートアップ補助金について」
<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/65459.html>